

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています!

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.19

2011年7月6日発行

学習会のお知らせ 大震災で改めて考える生存権

8月28日(日) 13:30~14:30
会場: 埼玉県教育会館
講師: 猪股生三
題目: 震災被災者の話
(予定)

詳しくは、ビラをご参照ください

これが申し渡されました。
誰が変更になるのか、
いつ異動なのかを原告
側代理人が質問しました
が、3人全員異動す
ることはないという以
外、詳しいことは明言
されませんでした。

また、9月いっぱいは
節電のために現在の1
01号法廷が使用でき
ないため、302号法
廷を使うことが報告さ
れました。

なお、原告は実際に
福祉行政の経験がある
学者証人を強く要請し
ており、実現すれば聴
き応えのある証人調べ
になること。既に意見
書は提出しており、被
告が学者証人は不要だ
という主張をしている
ので、この点に関して
も傍聴の支援が必要で
あることが要請されました。

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、19回の口頭弁論と裁判がおこなわれました。6月22日の第19回の裁判は、次回の裁判の証人をどうするか予定を決めるものでした。が、近々裁判所の構成が変わる(裁判官が変わる)ため、次回新しい裁判官が証人について判断するということが申し渡され、次回の期日を8月31日と決めるに留まる裁判となりました。

裁判所の構成が変わり 8月31日の法廷へ

これが申し渡されました。
誰が変更になるのか、
いつ異動なのかを原告
側代理人が質問しました
が、3人全員異動す
ることはないという以
外、詳しいことは明言
されませんでした。

これが申し渡されました。
誰が変更になるのか、
いつ異動なのかを原告
側代理人が質問しました
が、3人全員異動す
ることはないという以
外、詳しいことは明言
されませんでした。

三郷生活保護裁判
第19回口頭弁論

報告集会では、弁護

士が傍聴できました。
口頭弁論では、原告
と被告から証人につい
ての意見書が提出され
たあと、近々裁判所の
構成が変わる(裁判官
が変わる)ため、次回
新しい裁判官が証人に
ついて判断するという

法廷は、次回の期日を
8月31日午前10時
30分からと決め、す
ぐに口頭弁論は終了し
てしましました。

これが申し渡されました。
誰が変更になるのか、
いつ異動なのかを原告
側代理人が質問しました
が、3人全員異動す
ることはないという以
外、詳しいことは明言
されませんでした。

場所: さいたま地方裁判所301法廷

裁判所本館前の抽選です。

午前十時三十分~十一時
傍聴の抽選は、午前十時です。

第二十回口頭弁論
日時: 2011年8月31日(水)
午前十時三十分~十一時